

2022年6月8日

受益者の皆様へ

UBS アセット・マネジメント株式会社

MSCI ジャパン高配当利回りインデックス・ファンド（毎月決算型）
MSCI ジャパン高配当利回りインデックス・ファンド（年2回決算型）
繰上償還に関する書面決議のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社では、追加型投資信託「MSCI ジャパン高配当利回りインデックス・ファンド（毎月決算型）」および「MSCI ジャパン高配当利回りインデックス・ファンド（年2回決算型）」（以下、両ファンドを総称して、また各々を指して「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。）につきまして、下記のとおり繰上償還を提案いたします。

当ファンドにおきましては、一部解約により純資産総額が減少し、2022年4月末現在では、「MSCI ジャパン高配当利回りインデックス・ファンド（毎月決算型）」が4.5億円程度、「MSCI ジャパン高配当利回りインデックス・ファンド（年2回決算型）」が1.6億円程度であり、それぞれの信託約款の繰上償還条項（第45条）に定める30億円を大きく下回り、効率的な運用を行うことが困難な状況が続いております。このため、ファンドの商品性とパフォーマンスの継続性などを総合的に検討した結果、繰上償還を行うことが受益者の皆様にとって最善であるとの判断に至りました。

このお知らせは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）の規定に基づく法定手続きの一環として、対象となる受益者の皆様にお送りするものです。

また、この繰上償還（以下「本議案」といいます。）の手続きにつきましては、投信法の規定に従い、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。手続きにつきましては、後掲をご参照ください。

なお、本議案について議決権を行使されない場合（同封の「議決権行使書面」のご返送がない場合）は、信託約款の規定に基づき賛成されたものとして取扱われますので、本議案に賛成の受益者の方は、書面決議に関する手続きをされる必要はありません。

何卒、ご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

<記>

1. 対象となるファンド

MSCI ジャパン高配当利回りインデックス・ファンド（毎月決算型）

MSCI ジャパン高配当利回りインデックス・ファンド（年2回決算型）

2. 繰上償還の手続きおよび日程

- ①受益者および受益権口数の確定 : 2022年6月8日
- ②書面による議決権の行使受付最終日 : 2022年6月28日
- ③書面による決議の日 : 2022年6月29日
- ④繰上償還日 : 2022年7月14日

※ 2022年6月8日現在の受益者（2022年6月8日以降の買付申込者および2022年6月7日以前の換金申込者は除きます）は、上記②の日までに、弊社に対し議決権行使書面をもって、本議案（繰上償還）に対して議決権を行使することができます。

[繰上償還に対する書面決議の結果]

繰上償還にかかる書面決議は、上記①時点の各ファンドの議決権口数の3分の2以上の賛成をもって可決されます。なお、否決された場合には2022年7月14日付での繰上償還は行いません。本議案に対する書面決議の結果は、2022年6月30日に弊社ホームページに繰上償還の可否についてのお知らせを掲載いたします。

3. 書面による議決権行使の方法

同封の「議決権行使書面」に、繰上償還に対する賛否および必要事項をご記入のうえ、書面による議決権の行使受付最終日（2022年6月28日）までに以下送付先にご郵送ください。

<締切日> **2022年6月28日（必着）**

<送付先>（同封の返信用封筒をご利用ください。）

〒100-0004

東京都千代田区大手町1丁目2番1号 Otemachi One タワー

UBS アセット・マネジメント株式会社

「MSCI ジャパン高配当利回りインデックス・ファンド（毎月決算型） / （年2回決算型）」

繰上償還に関する議決権行使書面受付窓口 行

なお、本議案について議決権を行使されない場合（同封の「議決権行使書面」のご返送がない場合）は、信託約款の規定に基づき賛成されたものとして取扱われますので、本議案に賛成の受益者の方は、書面決議に関する手続きをされる必要はありません。

《留意事項》

- ※ 本議案についての賛否の回答がない議決権行使書面を提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取扱います。
- ※ 同一の受益者の方が本議案についての賛否の内容が異なる複数の議決権行使書面を提出された場合や一つの議決権行使書面の賛否両方に記入された場合には、すべての議決権に関して無効といたします。

4. 反対受益者の受益権買取請求の不適用について

当ファンドは、信託約款において、繰上償還にかかる書面決議が可決された場合に、投信法に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定は適用されないこととされております。なお、繰上償還に反対されたか否かにかかわらず、取扱販売会社において、通常通り、換金の申込を受付けます。

[個人情報の取扱いについて]

当手続きにあたりお客様に関する情報（氏名、住所、電話番号、口座番号および受益権口数等）を、販売会社および委託会社（弊社）が共有することがありますのでご了承ください。なお、取得した個人情報は、書面決議に関する事務を処理するために必要な範囲で利用いたします。

<本件に関する問い合わせ先>

UBS アセット・マネジメント株式会社

繰上償還お問い合わせ窓口

電話番号 03-5293-3700（受付時間 営業日の9：00から17：00まで）

以上